……頁

第VII欄の続き　先の調査の結果の利用、当該調査の照会

☐ 第VII欄において選択した国際調査機関に対し以下の先の調査の結果を考慮することを請求する（*第VII欄「3以上の先の調査の結果の利用」の備考を参照*）。

出願日（日．月．年）　出願番号　国名（又は広域官庁名）

☐ **陳述（規則4．12（ii））**：この国際出願は先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。または、異なる言語で出願されたことを除き、この国際出願は、先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。

☐ **文書の入手可能性：**以下の書面については、国際調査機関が認める形式及び方法で入手可能であるため、出願人が国際調査機関に提出することを要求されない（規則12の2．1（f））。
- ☐ 先の調査の結果の写し＊
- ☐ 先の調査の結果に係る出願の写し
- ☐ 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果に係る出願の翻訳文
- ☐ 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果の翻訳文
- ☐ 先の調査の結果に列記された文献の写し（*可能な場合には、当該国際調査機関が入手可能な文献名を以下に記載する。*）

☐ **先の調査の結果及びその他書類の送付**（*先の調査は、第VII欄で選択した国際調査機関により**行われなかつた**が、受理官庁として行動する官庁と同一の官庁により行われた場合*）：受理官庁に対し、以下にレ印を付した書類を作成し国際調査機関へ送付することを請求する（規則12の2．1（c））。
- ☐ 先の調査の結果の写し＊
- ☐ 先の調査の結果に係る出願の写し
- ☐ 先の調査結果に列記された文献の写し

＊　国際調査機関が先の調査の結果の写しを入手することが不可能であつて、かつ、受理官庁が先の調査の結果の写しを国際調査機関に送付することができない場合には、出願人は先の調査の結果の写しを受理官庁に提出する（規則12の2．1（a））（*照合欄11．及び第VII欄の備考を参照*）。

出願日（日．月．年）　出願番号　国名（又は広域官庁名）

☐ **陳述（規則4．12（ii））**：この国際出願は先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。または、異なる言語で出願されたことを除き、この国際出願は、先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。

☐ **文書の入手可能性：**以下の書面については、国際調査機関が認める形式及び方法で入手可能であるため、出願人が国際調査機関に提出することを要求されない（規則12の2．1（f））。
- ☐ 先の調査の結果の写し＊
- ☐ 先の調査の結果に係る出願の写し
- ☐ 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果に係る出願の翻訳文
- ☐ 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果の翻訳文
- ☐ 先の調査の結果に列記された文献の写し（*可能な場合には、当該国際調査機関が入手可能な文献名を以下に記載する。*）

☐ **先の調査の結果及びその他書類の送付**（*先の調査は、第VII欄で選択した国際調査機関により**行われなかつた**が、受理官庁として行動する官庁と同一の官庁により行われた場合*）：受理官庁に対し、以下にレ印を付した書類を作成し国際調査機関へ送付することを請求する（規則12の2．1（c））。
- ☐ 先の調査の結果の写し＊
- ☐ 先の調査の結果に係る出願の写し
- ☐ 先の調査結果に列記された文献の写し

＊　国際調査機関が先の調査の結果の写しを入手することが不可能であつて、かつ、受理官庁が先の調査の結果の写しを国際調査機関に送付することができない場合には、出願人は先の調査の結果の写しを受理官庁に提出する（規則12の2．1（a））（*照合欄11．及び第VII欄の備考を参照*）。

☐ その他の先の調査が続葉に記載されている。

第VIII欄　申立て

この国際出願は以下の**申立て**を含む。（*下記の該当する欄をチェックし、右にそれぞれの申立て数を記載*）

			申立て数
☐	第VIII欄(i)	発明者の特定に関する申立て	:
☐	第VIII欄(ii)	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	:
☐	第VIII欄(iii)	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	:
☐	第VIII欄(iv)	発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）	:
☐	第VIII欄(v)	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	: